

事務連絡
令和2年5月18日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した
強度行動障害支援者養成研修の実施及び留意点等について

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「運営要領」という。）に基づき実施していただいている。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、標記研修の実施に当たって留意すべき事項等について、下記のとおりお示しいたします。

貴都道府県での企画・運営の参考としていただくとともに、管内の指定研修事業者への周知をよろしくお願ひいたします。

記

1 研修実施に関する基本的な考え方

研修の修了を認定するには、運営要領に示す方法（講義、演習）や科目、時間数を満たした研修の全課程を修了することが必要です。

そのため、強度行動障害を有する者に対する適切な支援を実施する観点から、今年度研修を受講するが必要な者に対し、2に示す感染拡大の防止対策等を講じた上で、実施することを検討してください。

※ 3に示すとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に関する経費を補助。

2 研修を実施するにあたっての特に留意すべき事項等

(1) 感染拡大の状況に応じた開催時期の設定

新型インフルエンザ特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態措置を実

施すべきとされている都道府県もあることから、各都道府県（指定研修事業者を含む。以下同じ。）においては、開催時期について、区域内における感染拡大の状況等を勘案した上で、状況に応じた設定を行ってください。

（2）研修実施における感染拡大防止対策の徹底

研修の実施に当たっては、以下に例示するような新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に十分留意した上で研修実施を検討してください。

なお、詳細は別添を参照ください。

- ア 講義部分の遠隔化
- イ 演習の小規模化・分散化
- ウ 研修会場における感染拡大防止対策等

（3）研修の遠隔化に際しての留意すべき事項

研修を遠隔化する際は、下記の点に留意して実施してください。また、遠隔化については別添で更に具体的な取扱い方法をお示しします。

ア 技術的又は経済的な理由等により、受講者が研修を受講できない等の不利益が生じないよう配慮を行うこと（障害のある受講者への配慮を含む）。

（例）感染症対策やアクセスの保障された会場における受講の一部併用

情報アクセシビリティに配慮した教材を提供する 等

イ 受講者の責に帰さない機材・設備等の不具合により受講が不可能又は中断されることがないように実施すること。なお、不具合により修了要件が満たせなくなった場合は、再履修の機会を設ける等の処置を講じ、修了の要件が満たせるような配慮を行うこと。

ウ 修了の認定に当たっては、受講確認及び効果測定を実施すること。

（4）対策を講じた上での人材育成や研修の企画・運営に関する検討の実施

研修の企画・運営に関する検討を行うに当たっては、以下ア及びイを参考に、検討の場における協議や研修を担う講師の育成や講師間の認識の共有等を図ること。

その際、遠隔会議システムの活用や会議会場における感染予防の取組等の感染症の拡大防止対策を講じた上で、十分な準備を行うこと。

ア 人材育成・研修の企画立案を検討する協議の場を設けること。

イ 研修講師に研修の目的や獲得目標、具体的な科目の展開方法、研修講師の役割や留意点等を伝達・協議する取組を実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等が、障害福祉サービス等を運営する法人や障害福祉サービス等の事業所に与える影響等を考慮し、検討会委員や講師等への協力依頼については、都道府県より所属法人の長などに宛てた文書等によるもののほか、適宜適切な方法により行うこと。

なお、委託や指定事業者により実施する場合にも、事業者と協議し、都道府県からも協力の依頼を行うこと等を検討すること。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策を施した研修実施に対する財政支援

都道府県が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために研修の小規模・分散化及び講義の映像化の取組を追加的に行った場合、当該追加的取組について、令和2年度補正予算に盛り込んだ「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」による財政支援を行うこととしています。

追加的取組の具体的範囲等については、別途お示しいたします。

(問合せ先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課福祉サービス係

TEL：03-5253-1111（内線3091）

研修における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策検討上のポイント

1 講義の遠隔化

(1) 対象となる研修実施形態

講義（演習と併せて実施されるものを除く。）

(2) 方法

次に掲げる例による講義の映像化等による遠隔化。

ア 都道府県の実施する講義の同時中継（ライブ配信）

イ 都道府県の実施した講義を録画したDVD等メディアの配布又はオンデマンド配信

ウ 都道府県が実施しようとする講義を映像化したメディアの配布又はオンデマンド配信

エ 遠隔教育システム等を活用した講義の実施。

(3) 留意点

ア 視聴（受講）確認及び効果測定を科目毎に何らかの方法で実施すること。

（例）各科目のレポートの提出、確認テストの実施

イ 遠隔教育に依らない場合と同一の内容で実施すること。

2 演習の小規模化・分散化

(1) 対象となる研修実施形態

演習

(2) 方法

会場を市町村や障害保健福祉圏域等の地域に分散させ、規模を小規模化して開催する。

(3) 留意点

ア 指導者を必ず配置すること。

イ 小規模化・分散化されたそれぞれの研修の間に差が生じないよう、以下の取組を行うこと。

① 研修のシラバスや講師用指導案、使用する教材・副教材等は指導者が理解促進のために補助的に使用するものを除き、共通のものとすること。

② 研修を管理運営する者及び研修全体を統括する指導者は演習講師等の指導や助言を行うほか、研修の内容や方法が統一的なものとなるような工夫を行うこと。

ウ 演習は、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。

① カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。

- ② 演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を探ること。
- ③ 演習では、講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。
- ④ 担当する講師又は事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。

3 研修を実施する際の感染症対策

準備時及び当日の運営に際しては、以下に留意すること。

集合形式による研修を実施する際は、別紙「「密」を避けて外出しましょう！」を踏まえ、「換気が悪い密閉空間」、「多数集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避ける等の対応を徹底してください。

（1）準備時の留意点

- ア 換気可能かつ十分な広さの会場の確保
- イ 受講生及び講師・職員への研修当日の検温の実施や体調不良の場合、は欠席することを徹底するよう事前周知
- ウ 受講生及び講師・職員への会場でのマスク着用の励行の事前周知

（2）研修会場設営及び運営上の留意点

- ア 人同士の距離を確保した会場設営
- イ 会場入口等での消毒液等の設置やうがい等の促し
- ウ 研修会場入口での受講生及び講師・職員への体調確認の実施
- エ 会場でのマスク着用の励行
- オ 会場での定期的な換気の実施

○ そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため下記を参考とすること。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月14日変更）
- ・ 「3つの密を避けましょう」（令和2年3月28日） ※別紙
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

○ 新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省ホームページをはじめ、最新の情報の収集やその活用にも努めること。

（参考）「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html